

「中小企業新事業活動促進法」の概要

利用者にとって分かりやすい施策体系を実現するために①中小企業経営革新支援法、②中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法、③新事業創出促進法の三法律を整理統合するとともに、昨今の経済社会環境の変化を踏まえた施策体系の骨太化を図り、中小企業が柔軟な連携を通じて行う新たな事業活動（新連携）を支援するため、中小企業の新たな事業活動の促進を柱とした新法「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」です。 ■お問い合わせ先 中小企業庁経営支援部経営支援課 <http://www.chusho.meti.go.jp/> 電話:03-3501-1763(直通)

《法律の概要》

◎創業の促進

- これから事業を開始しようとする個人や創業5年以内の事業者などについて、中小企業信用保険や中小企業投資育成株式会社法の特例を通じて、その資金調達を支援するとともに、設備投資減税や留保課税の停止も措置。
- エンジニア税制によって個人投資家からベンチャー企業へのリスクマネーの供給を円滑化。
- 資本金1円から会社設立を可能とする商法の最低資本金規制の特例を引き続き措置。これらを通じ経済活力の原泉である創業を幅広く支援する。

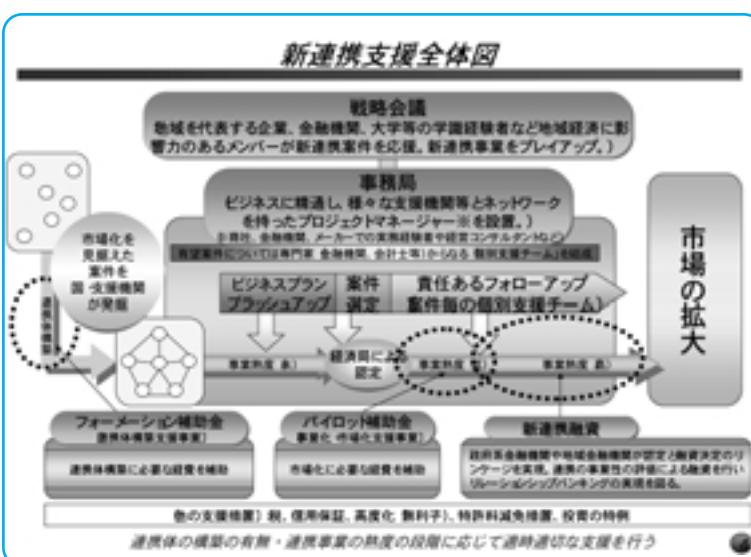


◎経営革新の促進

- 中小企業が新たな事業活動を行うビジネスプランを策定し、その経営の向上を図る経営革新への取り組みを支援。
- 経営革新に必要な設備投資について所要の措置を講ずる。

◎新連携の促進

- ☆新連携とは 異なる分野で事業を行っている複数の中小企業が、それぞれ有する「強み」を相互に持ち寄って高付加価値の製品・サービスを創出しようとする取り組みのことです。
- 中小企業が他の中小企業、中小企業組合、中堅・大企業、大学・研究機関、N P O 等と連携し、それぞれの有する「強み」を相互に持ち寄って高付加価値の製品・サービスを創出する新たな事業活動を支援。
 - 中小企業信用保険や中小企業投資育成株式会社の特例による連携参加中小企業への資金調達を支援。



- 新連携対応融資制度の創設(商工中金:(貸付限度)8千万円、(貸付利率)特利③、(担保要件)一部担保免除可(75%)等)
- 設備投資減税の新設(7%税額控除または30%特別償却)
- 「新連携支援地域戦略会議」等による市場化までの一貫支援。

◎新事業活動促進のための基盤設備

- 経営基盤強化の支援(中小企業経営基盤計画の承認)
- 国等の研究開発補助金により開発した新技术を利用して行う事業活動を支援
- 地域における新事業支援体制の構築(事業者に対して各種支援措置やアドバイス等を効果的・効率的に提供するワントップサービスの実現)